

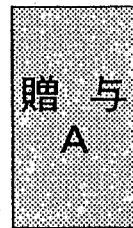
資 料

(相続税・贈与税関係)

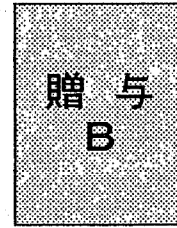
相続税・贈与税の課税方式（イメージ図）

平成○年 ———→ 平成△年 —————→ 贈与者の死亡時

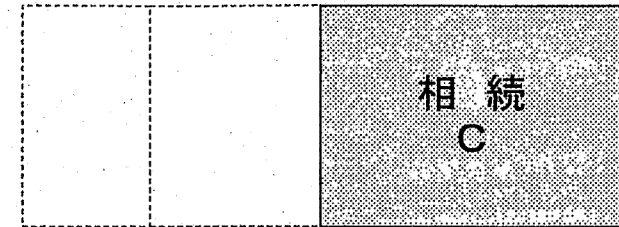
現行方式
(暦年課税)



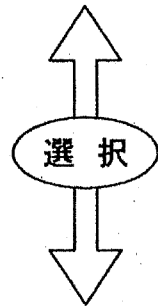
$A \times \text{贈与税率}$
⇒ 納付税額 a



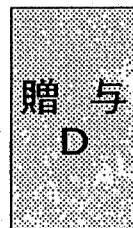
$B \times \text{贈与税率}$
⇒ 納付税額 b



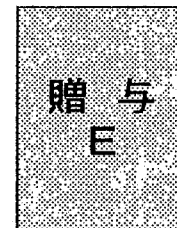
$C \times \text{相続税率}$
⇒ 納付税額 c



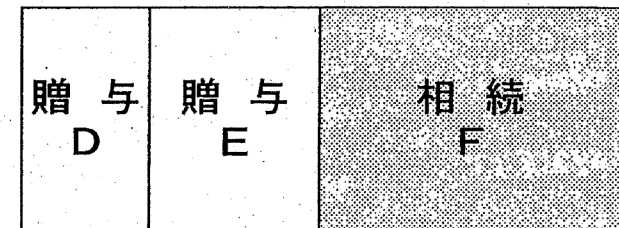
一体化措置
(相続時累積課税)



$D \times \text{贈与税率(軽減)}$
⇒ 納付税額 d



$E \times \text{贈与税率(軽減)}$
⇒ 納付税額 e



$(D+E+F) \times \text{相続税率} - (d+e)$
〔相続税で精算〕

(注) この図はイメージであることから、基礎控除等は省略してあります。

相続時精算課税制度(仮称)案のポイント

《適用対象者》

- 贈与者は、満 65 歳以上の親
- 受贈者は、満 20 歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)。人数の制限はない。

《適用手続》

- 制度の適用を受けるには、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに税務署へ本制度を選択する旨の届出が必要
- 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- 本制度は、①受贈者である兄弟姉妹が別々に、②贈与者である父、母ごとに、選択可能

《適用対象となる贈与財産等》

- 贈与財産の種類、贈与期間に制限はない
- 贈与金額、贈与回数に制限はない

《税額の計算等》

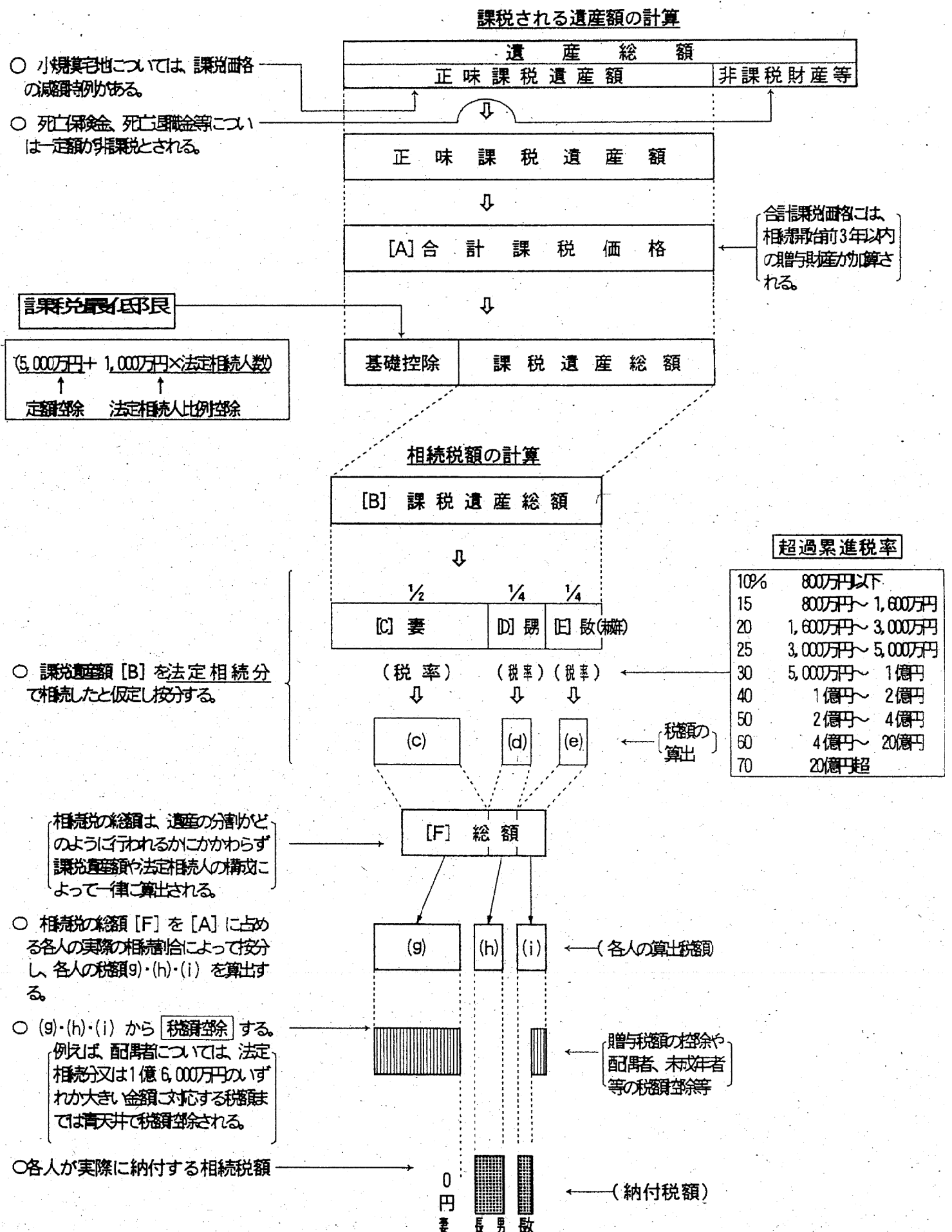
(贈与時)

- ・ 制度の対象となる親からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して、贈与時に贈与税(軽減)を納税

(相続時)

- ・ 選択した子は、制度の対象となる親の相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除
- ・ この場合の相続税額は、従来と同じ法定相続分による遺産取得課税方式で計算
- ・ 相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付
- ・ 相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価

◎ 相続税の基本的仕組み

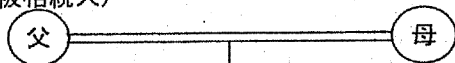


相続時精算課税制度に係る税額計算の流れ

《前提》

夫婦子2人の家族で、父(被相続人)が遺産を残して死亡。なお、長男は父から、相続時精算課税制度に係る生前贈与(2回)を受けていた。

贈与者
(被相続人)



(長男)

相続時精算課税
制度を選択

(次男)

父(被相続人)⇒長男への生前贈与

〔相続時精算課税制度に係る贈与〕

選択1年目

贈与
A

贈与Aに係る
納付税額 a



選択後△年目

贈与
B

贈与Bに係る
納付税額 b



①

相続時精算課税制度に係る
贈与財産(A+B)

相続又は遺贈に係る
相続財産

長男(α)

次男(β)

配偶者(γ)

基礎控除

課税遺産総額

長男(1/4)

次男(1/4)

配偶者(1/2)

〔課税遺産額を法定
相続分で相続した
と仮定し按分する。〕

(税率)

(税率)

(税率)

← 超過累進税率

(税額の算出)

②

相続税の総額

〔②を①に占める各人の
実際の相続割合($\alpha : \beta : \gamma$)
によって按分する。〕

各人の算出税額

〔 $[\alpha']$ $[\beta']$ $[\gamma']$ から、税
額控除(配偶者控除、贈
与税額控除等)を行う。〕

各人が実際に納付
する相続税額

$[\alpha']$

$[\beta']$

$[\gamma']$

(長男)

(次男)

(配偶者)

納付

納付

0円

相続時精算課税制度(仮称)における贈与時の課税について

1. 基本的考え方

- 我が国の相続税は、各相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の合計を一旦法定相続分で分割したと仮定し、相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じて按分する計算の仕組みを採っている(遺産取得課税方式と遺産課税方式のいわゆる併用方式)ため、相続時点でなければ、各相続人別の正確な納付税額は確定しない。

相続時精算課税制度においては、このような我が国の相続税制度の特徴を踏まえ、毎回の贈与時に精緻な贈与税の累積課税を行うことはせず、相続時に限って累積課税を行うことで、次世代への資産移転時期の選択についての中立性を図ることとしている。

- このように、相続時精算課税制度は、次世代への資産移転時期の選択についての中立性を相続時の累積課税により実現しようとするものであるので、贈与段階での贈与税負担自体を最終的な相続税の負担と一致させなくとも、本制度の中立性に影響を与えるものではない。

そもそも特定の推定相続人が贈与段階で受けた贈与財産の額から最終的な相続時の全体の財産額を推し測ることは困難である以上、贈与段階の税負担の設定に当たり、将来の相続時の税負担との一致を厳密に追求する必要性は乏しい。

最終的に相続時に精算されることを前提とした贈与段階での贈与税は、各年での概算払いという性格を有するものであり、その仕組みは、むしろ簡素であることが望ましい。

2. 控 除

- 相続税の基礎控除により、相続時の精算では一定額の財産までは非課税になることを考慮すれば、受贈者の申告を前提に、一定金額までの贈与について、贈与税を課税しない措置(特別控除等)を講ずることが適当ではないか。
- 毎年比較的少額ずつの贈与を受ける者にも公平に相続時精算課税制度を利用してもらうためには、管理上の負担はある程度増加するものの、上記の非課税措置(特別控除等)は、限度額まで多年分にわたり利用できることとすべきではないか。
- 上記の非課税措置(特別控除等)については、定額部分と法定相続人比例部分からなる相続税の基礎控除の水準との関連を踏まえて設定すべきではないか。

3. 税 率

- 基本的考え方にあるとおり、相続時精算課税制度における贈与時の税負担は概算払いという性格を有することから、税率については、一律又は2段階程度の極力簡素な税率構造とすべきではないか。
- 具体的な税率水準については、概算払いとしての性格を踏まえ、非課税措置(特別控除等)の水準との適切な組み合わせの中で設定することが必要ではないか。